

本人確認書類

番号確認書類	身元確認書類
次のうちいずれか 1 つ ・ 個人番号カードの写し（裏面） ・ 通知カードの写し ☞ 通知カードの写しは、氏名・住所等の記載情報が住民票の情報と一致している場合に限り番号確認書類として使用することができます。 ☞ 転居や氏名変更等により追記欄に裏書がある場合は、裏面の写しが必要です。 ・ 個人番号が記載された住民票または住民票記載事項証明書（本人分のみ）	次のうちいずれか 1 つ ・ 個人番号カードの写し（表面） ・ 運転免許証または運転経歴証明書の写し（表面のみ） ☞ 転居や氏名変更等により備考欄に裏書がある場合は、裏面の写しが必要です。 ・ パスポートの写し（身分事項のページのみ） ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のうち 1 種類の写し（写真、氏名、生年月日または住所記載部分） ・ 本人の顔写真の表示のある身分証明書や資格証明書で、氏名、生年月日または住所の記載のあるもの（提出時に有効なものに限る）の写し ☞ 具体例：県職員証、県教委発行の身分証明書（表裏両面とも）、船員手帳、無線従事者免許証、検定合格証 等 ・ 通知カード提出の場合で、上記身元確認書類の提出が困難な場合は、以下の書類のいずれか 2 つの写し（写真なし書類） ☞ 具体例：共済組合員証、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、源泉徴収票 ☞ 次のような、顔写真のない、氏名、生年月日または住所が記載された書類 - 例1.身分証明書や資格証明書 - 例2.国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書（提出時に領収日または発行日が 6 か月以内のもの） - 例3.印鑑登録証明書、戸籍の付票、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、母子健康手帳（提出時に有効なものまたは発行・発給された日から 6 か月以内のもの）